求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

１．目的

社会福祉法人弘前草右会（以下「当法人」という。）は、 求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）において行われる当法人職員による性的な言動（以下「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」という。）により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう雇用管理上講ずべき措置等について、本方針を定める。

２．基本方針

当法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならないことを、全ての職員に周知徹底する。当法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止に努めるとともに、万一発生した場合には、行為者に対して厳正に対処する。

３．求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの定義

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、当法人職員による性的な言動 により求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。

求職活動等とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれる。なお、当法人職員が通常就業している場所で行われるものに限らない。

（求職活動等の例）
- ・当法人の採用面接への参加
- ・就職説明会への参加
- ・当法人への訪問
- ・インターンシップへの参加
- ・施設実習等の受講

４．禁止行為

当法人職員は、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを行ってはならない。

性的な言動とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布する

こと等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。

５．相談窓口

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談は、各施設及び法人本部にて受け付ける。なお、相談者の秘密は厳守し、相談したことを理由に不利益な取扱いを行わない。求職者等に対しては、職員募集の案内文書、ホームページ等を通じて、下記相談窓口を周知する。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口

・相談受付担当者：各施設長、本部事務局のハラスメント相談員
・解決責任者：本部事務局長
・法人本部電話番号：０１７２－３４－７６００
・法人本部メールアドレス：souyuukai@wit.ocn.ne.jp

６．相談を受けた場合の対応

求職者等から求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合には、「社会福祉法人弘前草右会ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」に則り、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認する。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、就業規則に基づき懲戒処分を行うものとする。

７．プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談したこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

８．周知・啓発

事務局長は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容及び性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となり得ること並びに求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を当法人職員に対して周知・啓発するための研修、講習等を実施しなければならない。

令和８年１０月１日
社会福祉法人弘前草右会
理事長　　高橋　正安